

国際郵便規則の一部改正の概要について

1 改正趣旨

万国郵便条約が改正され、平成二十六年一月一日から発効することとなったことに伴い、所要の改正を行う。

2 改正内容

今般の万国郵便条約の改正においては、郵便料金の免除の対象中、「点字郵便物」が、「盲人用郵便物」に変更されることに伴い、関係規定の改正が行われたところ。

国際郵便規則においては、国際郵便料金の届出について、郵便物の取扱速度又は郵便物の内容品による分類のいずれかの選択に基づき届出を行うこととしていることから、今般の条約改正に伴い、用語を変更する等の改正を行う。

3 施行日

平成二十六年一月一日から施行する。